

独立行政法人日本学生支援機構

平成27年細則第12号

最近改正 令和4年細則第2号

兵庫国際交流会館のレジデント・アシスタント制度の実施に関する細則を次のように定める。

平成27年9月7日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 遠藤勝裕

兵庫国際交流会館のレジデント・アシスタント制度の実施に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、兵庫国際交流会館規程（平成27年規程第32号）第19条の規定に基づき、兵庫国際交流会館（以下「会館」という。）で実施するレジデント・アシスタント制度に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(レジデント・アシスタント制度の目的)

第2条 レジデント・アシスタント制度は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が、会館に入居させた学生等のうち、入居後その適性等を判断して、ふさわしいと認められる者をレジデント・アシスタント（以下「RA」という。）として採用し、居住する外国人留学生や外国人研究者（以下「留学生等」という。）の相談に応じ、生活上の指導・助言等を行うことで、留学生等が安心して日常生活を送り、その留学目的の円滑な達成に寄与する等とともに、併せて学生等の国際的な経験・視野を広げることを目的とする。

(資格)

第3条 RAになることができる者は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 兵庫国際交流会館規程（平成27年規程第32号）第6条第1号に規定する外国人留学生（ただし、入居後1年以上経過した者に限る。）又は同条第2号に規定する学生
- (2) 留学生等の日常生活及び勉学上の相談、指導及び助言並びに学生等のとりまとめを行うとともに、国際交流プログラムに積極的に協力する者

(活動内容)

第4条 RAは、会館の各階に居住し、機構と協力しつつ、別に定めるマニュアル等に基づき、留学生等に対する次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 相談活動と報告等
 - ア 相談活動
 - イ 定例のRA会議への出席及び報告書の提出
- (2) 緊急時の対応及び講習の受講等
 - ア 火災、病気、けが等の事故発生時の対応

- イ 防災訓練への参加・協力
 - (3) 国際交流事業への参加・協力
 - ア ウェルカム・パーティー，フェアウェル・パーティー及び文化祭への参加・協力
 - イ 外部団体が実施する交流プログラム等への参加・協力
 - ウ 自主的な活動の企画・実施（スポーツ大会，ハイキング，工場見学，交流会等）
 - (4) 入退去時の手続き等への協力
 - ア 入居者受入時のオリエンテーション補助（会館内、居室内備品等の使用説明等）
 - イ 会館内及び近隣の案内
 - ウ 居室の使用方法についての説明
 - エ 入居規則の説明
 - オ オリエンテーションへの参加
 - (5) 入居者への生活指導等
 - ア 共用施設・設備の衛生維持の呼びかけ
 - イ 交通安全・防災等の安全についての啓発
 - ウ 他の入居者の生活を妨げる行為を行う者に対する指導・助言
 - エ RAの活動に協力する学生等のとりまとめを行うこと。
- （ミーティング及び報告等）

第5条 RAは、月1回、ミーティングを行い、RA同士の連携強化を図るとともに、留学生等に有益な情報交換及び意見交換を行う。

2 館長は、適時にRAとのミーティングを行い、RAの活動状況等について意見を交換する。

3 RAは、各月の活動内容を取りまとめ、別に定める関係書類により、館長に報告するものとする。

（手当等）

第6条 館長は、RAに対して手当又は謝金を支給することができるものとし、その額等は、別に定める。

（雑則）

第7条 この細則に定めるもののほか、この制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成27年9月7日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和4年細則第2号）

この細則は、令和4年4月1日から施行する。